

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります ③



マイナちゃん

マイナンバー制度について、個人番号が他人に漏えいするのではないかと、国による一元管理がされるのではないかと、などさまざまな心配があると思います。こうした懸念に対応するため、国及び市では次のような取り組みをしています。

### 【制度による保護措置】

- ① 法律の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管等を禁止します。
- ② 国の特定個人情報保護委員会による監視・監督が行われます。
- ③ 法律に違反した場合の罰則が強化されます。

### 【システムによる保護措置】

- ① 個人情報を一元管理せず、複数の機関による分散管理を行います。
- ② 個人番号をそのまま利用せず“符号”による情報連携を行います。
- ③ 個人情報にアクセスできる人を制限し、管理します。
- ④ 情報をネットワーク上でやりとりする際は通信を暗号化します。

### 【特定個人情報保護評価】

特定個人情報保護評価は、情報漏えいなどのリスクを認識・分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認するためのものです。

市で作成した評価書を国の機関に提出しホームページで公表しています。

### 【情報提供等記録開示システム（マイナポータル）】

自分の情報を行政機関がやりとりした記録を、自宅のパソコンなどから確認できる仕組みが平成29年1月から稼働する予定です。

### 【その他の取り組み】

特定個人情報を扱う職員に対し研修を行う等、セキュリティの向上に努めています。

### ◆制度全般の問合せ

内閣府マイナンバー制度コールセンター

(平日の午前9時30分～午後5時30分)

☎0570 (20) 0178 (日本語対応)

☎0570 (20) 0291 (外国語対応)

**HP**検索 政府広報オンライン マイナンバー

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html>

◆市での取り組みの問合せ

制度・システムについて…情報政策課 ☎042 (346) 9802

マイナンバーの通知、個人番号カードについて…市民課 ☎042 (346) 9805

特定個人情報保護評価について…総務課 ☎042 (346) 9580

※特定個人情報…個人番号を含むその内容に含む住所・氏名・年齢などの個人情報

※9月下旬に社会保障・税番号制度についての市報特集号を発行する予定です。